

重要文化財に答申された「琉球家譜」「琉球家譜関係文書」について

概 要

琉球家譜とは、琉球王国時代に編集された士（サムレー）の家系に関する記録を指す。家譜には、系図や各代の人々の功績が記録されている。家譜は、士身分のみが所持することを許されており、近世琉球の身分制度を象徴する文書でもあった。琉球家譜関係文書とは、琉球家譜を編集するための根拠資料を指し、具体的には組立（家譜の下書き）や生子証文（出生届）、片髪結願書（成人の許可を願い出る届書き）といった証書類などが含まれる。

首里王府は、関係文書にもとづいて家譜の記載事項を厳密に審査し、間違いがあれば修正を指示した。そのため、琉球家譜の内容は信憑性が高く、首里王府の組織や行政、琉球王国の身分制度などを考えるうえで貴重な資料と評価されている。那覇市所有の有形文化財（美術工芸品）としては国宝「琉球国王尚家関係資料」、重要文化財「伊江御殿家関係資料」に続き、3件目の国指定文化財となる予定。

解 説

●重要文化財（古文書の部）の指定について

（１）答申される沖縄県内の重要文化財

[名 称] 琉球家譜（りゅうきゅうかふ）

琉球家譜関係文書（りゅうきゅうかふかんけいもんじょ）

附文書箱（つきたりもんじょばこ）

[所在地] 那覇市歴史博物館（那覇市久茂地１－１－１パレットくもじ４階）

[所有者] 那覇市

（２）答申される重要文化財の件数

琉球家譜 4 5 冊

琉球家譜関係文書（１２９通） 5 7 冊、7 2 通

附系図箱 5 合

解 説

●答申される重要文化財の各解説

琉球家譜

士の家系に関する記録。一門の繋がりを示す「世系図」、先祖の勲功や職歴などを示す「紀録」で構成される。士のみが所有を許されたため、近世琉球の身分制を象徴する文書でもあった。

琉球家譜関係文書

家譜を編集するための根拠資料。

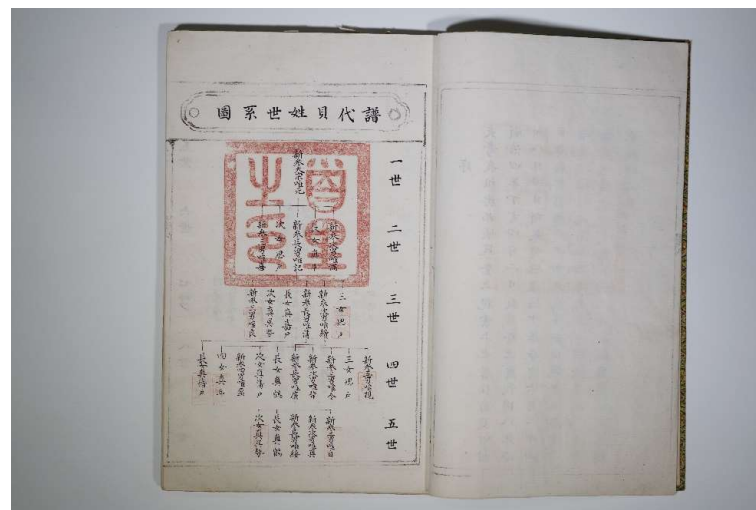
- (1) 組立（くみたて） 家譜を編纂するために作成された下書き
- (2) 仕次（しつぎ） 家譜に新たな勲功や職歴などを追記するために作成された書類
- (3) 生子証文（しょうししょうもん） 首里王府に提出した出生届
- (4) 片髪結願書（カタカシラユイねがいがき） 首里王府に成人の許可を願い出る書類
- (5) 琉球国王朱印状（りゅうきゅうこくおうしゅいんじょう） 首里王府の任職状

附系図箱

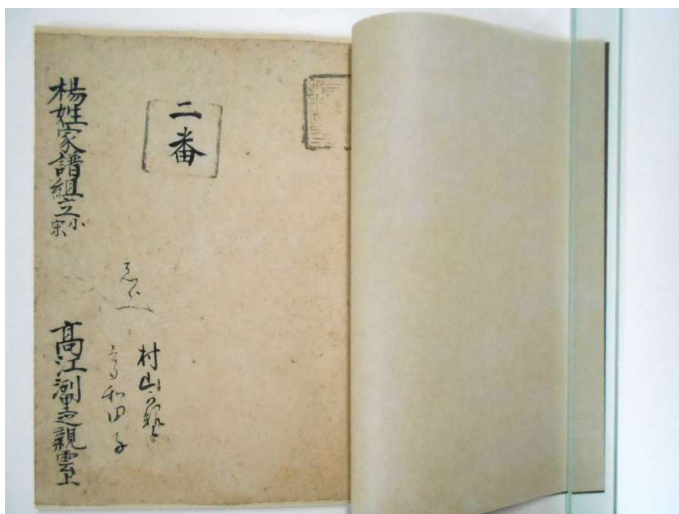
琉球家譜、琉球家譜関係文書を納めた箱



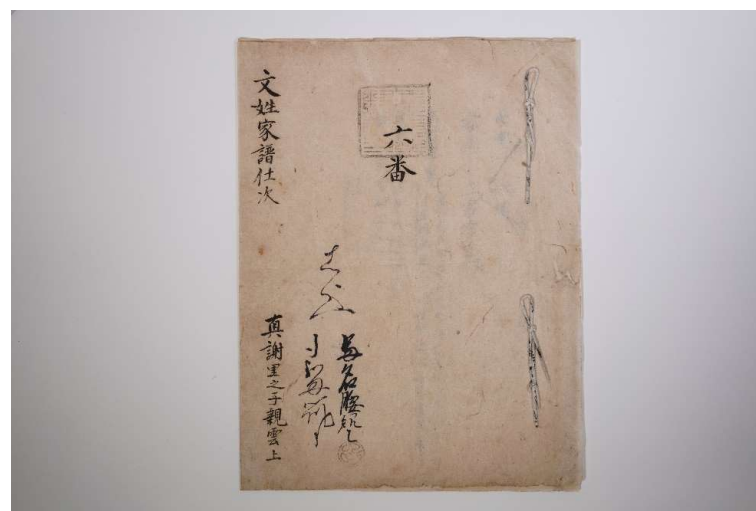
琉球家譜 譜代貝姓家譜正統（表紙）



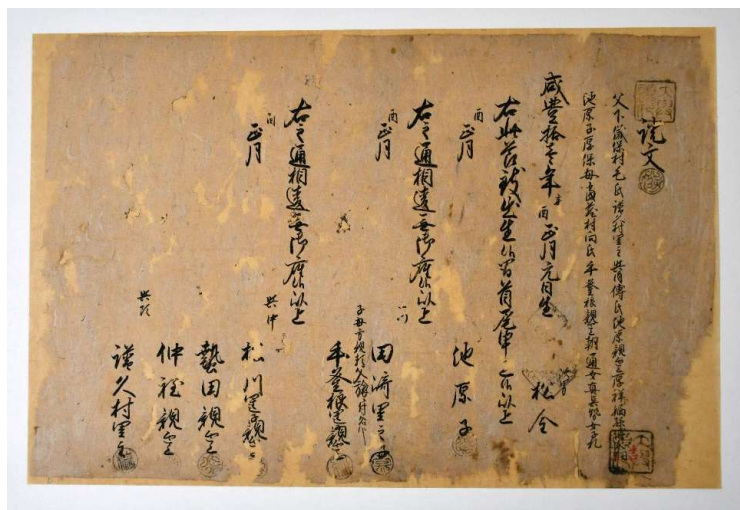
琉球家譜 譜代貝姓家譜正統（系図）



琉球家譜関係文書 楊姓家譜組立



琉球家譜関係文書 文姓家譜仕次



琉球家譜関係文書 生子証文（出生届）



琉球家譜関係文書 片髪結願書



琉球家譜関係文書 琉球国王朱印状



附文書箱